



2019年7月1日

会 社 名 価 値 開 発 株式会社 代表者名 代表取締役社長 高 倉 茂 (コード番号 3010 東証第2部) 問合せ先 取締役兼贔閣務責任者 細 野 敏 (TEL:03-5822-3010)

<u>コーポレートガバナンス・コードへの対応について</u> ~投資家フレンドリーな企業へ向けての取組み~

当社は、2019年6月27日開催の定時株主総会の決議の結果、下記のとおりコーポレートガバナンス・コード に定める原則につきまして遵守することとなりましたので、お知らせいたします。また、今後もコーポレート ガバナンス・コードの遵守と投資家の皆様の立場に立った投資家フレンドリーな企業へ向けて取組みを行って まいります。

記

1. グローバルな機関投資家の株主総会への参加について

当社は、2019年6月27日開催の定時株主総会において定款の一部変更を行い、信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家が株主総会に出席して議決権の代理行使ができる旨を定款に定め、コーポレートガバナンス・コード【補充原則1-2-5】を遵守しました。

コーポレートガバナンス・コード【補充原則1-2-5】

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

2. 監査等委員会設置会社への移行及び独立社外取締役の2名の選任

当社は、2019年6月27日開催の定時株主総会において監査等委員会設置会社へ移行すると伴に、新たに独立社外取締役2名を選任し、【原則4-8.独立社外取締役の有効な活用】を遵守しました。

コーポレートガバナンス・コード【原則4-8.独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示すべきである。

3. その他

その他のコーポレートガバナンス・コードへの対応については、コーポレートガバナンス報告書をご確認 ください。